

新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項

(4月28日開催分)

【市立小中学校・放課後児童クラブの臨時休校について】

- ・奈良県内での感染状況や本市の感染者の状況を鑑み、臨時休校の措置期間を延長することとします。

休校期間：5月7日（木）から5月31日（日）

やむを得ない事情で家庭学習が困難な児童は引き続き小学校及び放課後児童クラブで受け入れます。

【施設の休館延長について】

- ・感染拡大防止のため、現在、休館している施設の休館期間を5月31日まで延長します。

【水道の基本料金を4か月間免除について】

- ・全ての家庭、事業者を対象に水道の従量料金を除く基本料金を4か月間免除します。